

# 研究員受入規程

(2007年2月15日制定)

改正 2010年 1月21日  
2013年 3月 7日  
2013年11月21日  
2015年 3月12日  
2017年12月21日

(目的)

**第1条** この規程は、東京女子大学（以下「本学」という。）が、本学における研究の活性化に資することを目的として、本学外の研究者（以下「研究員」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定める。ただし、客員教員・客員研究員及び本学研究所が受け入れる研究員については、別に定める。

(定義)

**第2条** 研究員は、本学において研究に従事するものとし、受入期間は、原則として1か月以上、1か年以内とする。更新による最長受入期間は5年とする。

2 この規程において、研究員の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 日本学術振興会により採用された特別研究員及び外国人招へい研究者
- (2) 受託研究において、本学が受け入れる共同研究員
- (3) 共同研究の実施において、本学が受け入れる研究員
- (4) 学外機関・民間企業等からの受託により、本学が受け入れる研究員
- (5) 本学の学部、大学院出身者のうち、博士の学位を取得した者で、受入れを許可された者
- (6) 前各号に掲げる者以外で、特に本学が受入れを認めた者

3 第1項に定める最長受入期間内に研究員が府省又は地方公共団体の管轄する助成事業（以下、「公的研究費等」という。）に採用され、その補助事業期間が最長受入期間を超える場合は、所定の更新手続きを経た上で受入期間を当該補助事業期間終了まで延長することができる。ただし、この延長は1回を限度とする。

(申請)

**第3条** 研究員としての受入れを希望する者は、本学専任教育職員を受入責任者と定め、別に定める研究員受入申請書に必要事項を記入し、学長宛に提出しなければならない。

(受入基準)

**第4条** 本学は、当該研究員の受入れが、第1条に定める目的に合致し、かつ、本学の教育研究の遂行に支障がないと見込まれるものに限り、申請を承認するものとする。

2 研究員の受入れ後、前項の基準に合致しない事態が発生した場合は、本学は研究員受入れの承認を取り消すことができる。

(受入決定)

**第5条** 研究員受入の可否は、第3条の申請に基づき、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

(研究料)

**第6条** 第2条第2項第4号及び第6号に定める研究員は、次項に定める研究料を納付するものとする。

2 研究料は1か月につき2万円とし、原則として日割計算はしない。ただし、第6号に定める者のうち、本学の学部、大学院出身者は研究料を免除する。

3 第2条第2項第1号、第2号、第3号及び第5号に定める研究員は、研究料を免除する。

4 第2条第2項第6号に定める者のうち、本学を定年により退職した専任教育職員、又は任期満了により退職した特任教育職員及び特任研究員が、在職中に申請のあった公的研究費等を退職翌年度以降において受給する場合は、その受給期間中に限り研究料を免除する。

(証明書)

**第7条** 研究員には、受入期間中有効の研究員証を交付する。施設の利用に当たっては、研究員証を呈示することとする。

2 学長は、研究員から請求があったときは、在籍証明書又は研究歴証明書を発行する。

(施設の利用)

**第8条** 研究員は、本学の教育研究に支障のない範囲で、受入責任者及び施設管理責任者の承認を得て、研究上必要な施設・設備等を使用することができる。

2 研究員に個人研究室は貸与しない。

(諸規則の遵守)

**第9条** 研究員は、本学内において、学内諸規則を守らなければならない。

(報告)

**第10条** 研究員は、研究期間が完了したときは、研究期間終了後1か月以内に本学所定の研究完了報告書を作成して、学長に提出する。ただし、委託機関により、報告書書式が定められている場合は、その報告書の写を提出して、これに代えることができる。

2 前項による報告が提出されなかった場合は、第7条第2項の規定に関わらず、研究歴証明書は発行しないこととする。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し理事会に提案して、理事会が決定する。

**附 則** (2007年2月15日制定)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

**附 則** (2010年1月21日改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

**附 則** (2013年3月7日改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

**附 則** (2013年11月21日改正)

この規程は、2013年11月21日から施行する。

**附 則** (2015年3月12日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

**附 則** (2017年12月21日改正)

この規程は、2017年12月21日から施行する。